

質 問 回 答

入 札 番 号	第 43 号
件 名	小立保育所建設工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書の3章土工事の2.3埋戻しについて、掘削土の仮置き場所が必要になると考えています。掘削土の仮置き場所について、埋戻しの積算の根拠となった運搬場所までの距離、借地料等の必要な情報を提示していただけますでしょうか。あわせて、当該仮置き場所について、盛土規制法の手引きは不要であるとの認識でよろしいでしょうか。	掘削土の仮置き場所は構内とし、一部を新設L型擁壁廻りへの盛土に利用するものとして積算してください。なお、構内への仮置きが困難である場合は、着工後に協議の上、仮置きが困難であると認められた場合は、設計変更の対象とします。仮置き場の明示により、盛土規正法による許可申請等については、不要であると認識しています。
2	特記仕様書の3章土工事の2.5建設発生土の処理について、公共工事標準請負契約約款及び仕様書等により、搬出先の名称・所在地を定められると認識しています。構外搬出適切処理となっていますが、建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を積算できません。積算の根拠となった運搬場所までの距離、処分費を提示していただけますでしょうか。	建設発生土について、以下のとおり指定処分とします。 (処分場名)焼間地区土地平坦化計画 (所在地)南都留郡鳴沢村焼間地区 (事業者)㈱土手影建設
3	外構解体工事について、 ①令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。石綿則や大防法においては、工作物とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいうと定義されています。塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料については、調査が終えているということでもよろしいでしょうか。 ②調査が終えていない場合、積算の根拠となった施工者に義務付けられた事前調査に必要な分析の検体数を教えていただけますでしょうか。 ③必要に応じて追加調査を行う場合、事前調査及び結果に基づくアスベスト除去工事は、別途でよろしいでしょうか。調査期間や石綿の使用状況によっては、工期について協議できますでしょうか。	外構解体に伴う事前調査については、別途対応とします。調査結果により除去工事が必要な場合は、協議させていただきます。(工期も含む。)